

桶川市排水設備工事申請の手引き

桶川市都市整備部下水道課

1.新設等申請について

【提出書類】

- (1)排水設備等新設等計画確認申請書(様式第2号).....1部
- (2)排水設備工事設計台帳.....原本1部、コピー1部

【添付書類】

- (1)排水集水設備等維持管理体制表.....1部(排水ヘッダー使用時に提出、カタログを添付)

【注意点】

- ①(2)排水設備工事設計台帳の平面図には、管径及びこう配(例：VUφ100、2/100)と、汚水桝の種類(90L、45Y、YS等)を記入してください。
- ②排水管は全て新設を原則としますが、浄化槽からの切替え等で申請者の都合により既存管を使用する場合は、(2)排水設備工事設計台帳に申請者・指定工事店の記名と押印をして、既存管の流速を測定してください。
- ③公共桝の大きさ等を変更する場合は、下水道の施工承認申請(16条申請)が必要です。
(例)公共桝をコンクリート桝(φ500)から塩ビ桝(φ200)に変更する場合は、16条申請を提出する。

2.完了時について

【提出書類】

- (1)排水設備等完了届出書(様式第5号).....1部
- (2)排水設備工事設計台帳.....原本1部、コピー1部
(完了届提出時に申請者、指定工事店の記名・押印をすること)
- (3)公共下水道使用開始等届出書(様式第14号).....1部

※(2)については、申請時の図面と竣工時の図面で異なる箇所を赤字で記入してください。

ただし、申請時と竣工時の設計台帳を分けて提出する場合は、その限りではありません。

3.注意事項

- ①外流しは浸透桝に接続し、その次の桝をトラップ桝にして臭気の防止を図ってください。
- ②污水管や污水桝に雨水が侵入するなど、誤接続が無いように十分注意してください。
- ③エコキュート等の給湯器からの排水は、トラップ桝を経由して污水管に排水してください。
- ④ディスポーザ排水処理システムは、(公社)日本下水道協会が定める認証マークが表示されているものを使用してください。
- ⑤申請箇所の面積が5,000㎡以上のときは、桝の深さや管のこう配を記載した縦断図を添付してください。

- ⑥排水設備工事設計台帳には、申請箇所の位置図を添付してください。
- ⑦排水管の土被りは20cm以上を確保するようにしてください。
- ⑧排水管の内径及びこう配については、次の表のとおりです。

排水人口 (単位：人)	排水管の内径 (単位：mm)	こう配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	150以上	100分の1.5以上
300以上600未満	200以上	100分の1.3以上
600以上	250以上	100分の1.0以上

- ⑨トイレからの排水が流入する枳については、3cm以上の落差を設けてください。
ただし、最上流の枳においてはその限りではありません。
- ⑩管内流速が0.6m/s～1.5m/sの範囲となるように施工してください。
- ⑪枳の間隔は、排水管の内径の120倍以内としてください。
(例：排水管内径100mm→枳の最大間隔12m)
- ⑫飲食店、工場等で油脂類を排出する箇所には、グリストラップ等の阻集器を設置して、排水管への油脂類の流入を防いでください。状況により除害施設や特定施設に該当するため、下水道課と協議するようお願いいたします。
- ⑬その他、下水道法や桶川市下水道条例等の法令を遵守して施工してください。

4.附則

この手引きは、平成29年4月1日から施行します。